

〔法学研究科〕

第1章 大学院研究科の使命および目的・教育目標

目標：建学の精神を根本とし、法学部教育の基礎の上に、法に対する理解と社会現象に適用していくためのさらに高度な法技術と実践能力、かつ豊かな教養とを身につけた自立した研究能力を有する研究者及び専門的職業人の育成を目指す。

A群：大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

法学研究科の目標としている教育は、建学の理念、とくに「人間教育」の理念を展開させ、常に民衆の立場を忘れず、民衆の目線で考察する民衆のための学問研究に基礎を置いた教育である。法学研究科は、法の理解における深い学識、社会現象に適用していくための法技術と実践能力、さらには豊かな教養を身につけた高度専門職業人の育成と、法学研究を担っていく自立した研究能力を有する優秀な研究者を養成するために、博士前期課程と博士後期課程を設けている。専攻としては法律学専攻だけが設けられているが、法律だけでなく政治に関する科目も相当数開設されている。また、学生の希望する研究指向が多様化している実情を考慮して、伝統的な基幹科目はもちろんのこと、グローバルな時代にふさわしい国際関係や時代の先端に関する研究を希望する学生のニーズにも十分に対応できるカリキュラム編成をしている。

博士前期課程は、建学の精神に則って、研究者養成を目的とするだけではなく、高度な高度専門職業人の養成を重要な目的としている。これに対して、博士後期課程は研究者養成を主要な目的としている。両課程において科目担当教員が最新の研究成果を踏まえて意欲的に学生の研究指導を行っているので、学生のニーズに十分に対応できるものとなっている。なお、本学においては、法曹資格取得を目的とする法務研究科が開設されたために、研究者を志望する者も法務研究科に進学し、同研究科を修了した後、博士後期課程に入学することが予想され、特に博士前期課程における実定法科目の研究者養成機能はある程度、法務研究科に移行するであろうと思われる。

博士前期課程においては、高度専門職業人養成をより明確に意識したカリキュラムの編成が必要である。博士後期課程においては、今後は法務研究科の卒業生のうち研究者を目指す者を受け入れるという要請が強くなることが予想されるから、現在不開講となっている実定法科目などについても開講に向けて努力する必要がある。

B群：大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

博士前期課程を修了した者に与えられる修士（法学）の学位は、過去5年間において50名が取得している。これは入学した者のほぼ全員が取得していることを意味しており、修了に要した期間も大多数のものが2年間であるので、この点においては、人材養成の目的をほぼ達成しているといえる。また、博士前期課程を修了して、司法書士、行政書士、公務員、外交官など、高度の専門的知識を要する職業についていることも報告されており、博士前期課程だけを終えて大学教員をはじめ研究職に就いている者も数名いる。博士後期課程に進学し、履修単位をすべて修得した後に大学の専任教員になった者は開設以来10

名を超えている。課程博士は過去5年間で0名であるが、論文博士は3名が取得している。

高度専門職業人の養成については、一定の成果を収めている。特に、資格試験においては、修了後、数年の後に合格する場合も稀ではないために、進路について正確にフォローする必要がある。また、研究者養成においても、大学の教員として活躍している者の数を見る限りは、合格点をつけることができる程度に達成しているといえるであろう。

現在、高度専門職業人養成のために、学生たちの希望進路を調査して、それに相応しいカリキュラムや教員人事を構成しようと努力している。具体的には、2006年度に税理士養成のために法學研究科を本属とする教員を採用し、関連科目の開設を行った。また、他の研究科と協力して公務員を希望する者のためのカリキュラムの設定なども検討中である。

博士後期課程においては、博士論文の質を下げることなく、学位の取得を現実的に促進するために、複数教員による共同指導制度、博士論文執筆における中間報告制度、あるいは現実に即した博士論文執筆の標準期間の設定（例えば5年）とロードマップの作成の導入など、博士論文作成に向けて学生が具体的に努力することができ、それが結実するような制度設計の検討を始めなければならない。

第2章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

(1) 教育課程等

目標：博士前期課程を修了して、高度専門職業人として社会に進出しようとする者に対して、必要な知識を教育できるよう、教育課程の検討を進め、できる限り実務に関連する多様な履修科目の設置と教員を配置することを目指す。また、研究者の道を志す者に対しては、博士の学位の取得を博士後期課程担当教員と入学者の共通の目標として設定して、その目標到達のための具体的な研究方法の教授を目指す。

A群：大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

B群：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力」という修士課程の目的への適合性

前述した本研究科の理念や教育目標は、高度の専門知識を有する社会に有為な職業人の養成と、大学やその他の研究機関で研究に従事する研究者の養成を目的とすることを意味するから、学校教育法65条の規定の趣旨に、まさに合致したものといえよう。

法學研究科の教育課程として、博士前期課程と博士後期課程が設置されている。博士前期課程においては、20もの専修科目が用意されている。それらの中には、伝統的な法學研究や政治学研究的各分野はもちろん、先端分野や国際分野の領域が並んでおり、公法、私法、社会法、国際法、政治学と、広い分野をカバーするとともに、現代的な先端科目、たとえば知的財産法や国際政治論などもあり、全体としてのバランスがとれている。また、指導教授の承認を得て、10単位以内で本学の他の研究科・専攻または他大学大学院の授業科目を履修することが可能となっている。したがって、博士前期課程の教育課程は大学院設置基準第3条第1項の趣旨に合致したものであるといえる。また、博士後期課程においても、指導教授のきめ細かな指導を通じて、おおむね目的を達成しており、同設置基準第4条第1項の趣旨に合致したものと考える。

法学研究科は、これまで相当数の研究者を輩出してきたが、法科大学院の設置に伴い、研究者養成機能が法学研究科の博士前期課程から法務研究科にある程度移行することも予想されるとともに、近時においては、国際公務員、国家公務員、自治体職員、司法書士、税理士など高度専門職業人養成への期待も大きくなってきているので、今後はコース別に分けたり、他の研究科との協力を模索したりする必要があるだろう。

また、専修科目の増設や修士論文の提出に代わるリサーチペーパーの提出、集団指導体制の構築などについて検討する必要がある。

B群：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

法学研究科の担当教員は、学生が自立して高度の研究活動を行う能力、又は高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力を涵養するため、研究テーマの内容に関する指導だけではなく、学生に専門的な研究方法を身につけさせることを重視する指導を行っている。また、豊かな学識を養うために、少人数の学生との間における徹底した対話を中心とした指導方法を採用している。

博士論文の作成は制度的には指導教授の個人指導による研究指導に掛かっているもので、運用によっては、いわば徒弟的な色彩を帯びるおそれもある。しかし、実際には、これまでの法学研究科博士後期課程における指導は、学内における各種の研究会（判例研究会など）を通じた事実上の専攻別教員による集団的指導によって行われる場合も多い。

また、法科大学院修了者のうちから博士後期課程に入学して研究者になることを希望する者が相当数現れるであろうと予想されるが、それらの者に修士論文に代えて量的に修士論文の半分程度の専修科目に関する論文の提出を課すことが決定されている。これについては、さらに、例えばリサーチペーパー程度でも可とするかどうかを検討する必要がある。本学だけではなく他の大学における多くの法科大学院にアジア法に関する科目が設けられていることに鑑み、試験科目としての外国語にアジアの言語を加えるかどうかについても今後検討する必要がある。

A群：学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

学生が学部で習得した知識を応用・発展させることができるように、実定法領域、基礎法領域、政治学領域などの科目編成がなされている。また、法学研究科の担当教員は、原則として、学部の教員のうち、法学研究科の教育を担当するに相応しい一定の資格条件を満たした者が兼担しているため、学部教育を担当せず大学院のみを担当する専任教員は、一部の特殊な例外を除いて存在しない。従って、学生は大学院の開設科目名及び担当者名からその研究対象が何であるかを容易に理解することができ、学部教育で習得した知識をより発展させることが可能となる。換言すれば、連続性と発展性を維持することで、より専門性を高めることができるようになっている。

また、学部の成績優秀者は、特別学内選考試験（面接試験のみで合否を決定）によって大学院への進学を認めており、毎年数名がこの制度によって進学している。

本学法学部から法学研究科に進学した者については、学部教育との連携が良くとれている。特に、学部の3、4年で「専門演習」を履修した学生が進学した場合には、事実上4年にわたる研究を継続することになり、大学院設置基準が求めている専門性は十分に充足しているといえよう。ただその反面、少数ではあるが、法学部以外から進学してきた者がある場合には、教育上の配慮が必要となり、担当教員が参考書を指示して自習を促したり、補習を行ったりしている。

さらに、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」に明示されている改革の方向性を重視した大学院の組織的な教育のあり方について、大学院検討委員会において他の研究科と同様に法学研究科でも検討を始めている。

A群：修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士前期課程においては、教育研究職を志望する者の基礎的育成を行うと同時に、修了後に実務界に出て専門職として活動しようとする者に必要な高度の専門的な法学や政治学の教育を施すことを目的とし、博士後期課程は、教育研究職の養成を目的としてきた。

法学研究科が開設してから、これまで10名を超える大学専任教員を輩出してきたことは、博士前期課程から博士後期課程への進学に際して原則として変更を認めない運用によって専攻分野の深い研究が可能となったためであり、博士の前期課程と後期課程との連携が良く機能してきたことの現れである。大学教員をはじめとした研究職への就職が厳しさを増している一方で、高度な専門教育に対する社会的需要が高まっている。このような傾向を考慮するとき、研究者養成に効果的な博士前期課程と博士後期課程の連続性をこれまでどおりに維持しつつも、高度な専門的な法学や政治学の教育を必要とする専門職に就こうとする者のための、博士前期課程独自の教育内容を充実させる必要がある。

A群：博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性

法学研究科は一貫制の博士課程ではないので、この項目については省略する。

A群：課程制博士課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

法学研究科博士前期課程では、4セメスター(2ヵ年)以上在学して、主専修科目(講義4単位・演習8単位)と副専修科目(講義4単位・演習4単位)を含む32単位以上を修得したうえで、修士論文を提出し、最終試験(口頭試問の方法による)に合格しなければならない。博士後期課程に進学するためには、博士後期課程進学選考試験または一般入学試験に合格しなければならない。これら試験科目は、ともに、外国語(英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)と口頭試問(専門科目を中心としたもの)であるが、口頭試問においては修士論文が重要な評価資料となる。

博士後期課程では、6セメスター(3ヵ年)以上在学して、研究指導のある科目の中から1科目を主専修科目として選定して、1年から3年次の各セメスターで研究指導を受けるとともに、主専修科目と同じ「特殊研究」を原則として1年次で履修することが必要である。そして、指導教授から必要な研究指導を受けたうえで、主専修科目の主題で学位請求論文を提出し、最終試験(口頭試問の方法による)に合格して、博士(法学)の学位が

授与される。このように、博士後期課程においては学位論文の作成が主眼であるため、履修単位数を少なくしているが、論文作成のために他の専門領域の知識が必要である場合や、研究者としての幅を広げるための必要性なども考慮して、多くの特殊研究科目を用意し、その履修を可能としている。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、特に問題がないものと考えられる。修士の学位については、これまで一定の学問的水準に達していると判断された者に対してはすべて授与したが、課程博士の学位については、これまでわずか1名に授与したにすぎない。この原因については多くの要因が複合的に関係していると思われるので、今後の検討が必要であろう。

また、複数の博士課程担当教員の前での博士論文執筆途中における中間報告ないし中間論文を義務づけることで、学生自らが博士論文の水準、論文執筆の時間的予測、そもそも選定したテーマの適否などを知る手がかりを与える機会を提供することも検討してよい。

B群：国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

法学研究科では、国内外の大学等と独自の単位互換を行っていない。ただし、博士前期課程の「履修方法について」（他の研究科と共通）に「指導教授の承認を得て他の研究科・専攻、他大学大学院の授業科目を担当者の許可を受けて、10単位以内で習得することができる」と定めている。また、法学研究科の学生が、本学の他の研究科・専攻に設置された授業科目を履修する事例も年平均5科目前後あり、その学問分野も広範囲にわたる。

将来、法学研究科の教育目的の実現に有効な場合に、国内外の大学等と協定を結んで単位互換制度を設けることを模索すべきである。

A群：社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

C群：社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

法学研究科では、目下のところ社会人については、負担の少ない受験科目（語学試験を課していない）で社会人入学試験（特別措置）を設けているものの、入学後における教育上の特別の配慮（土日コースの設置、土日開講、夜間開講など）をしていない。また、科目履修生、研究生等の諸制度を利用する社会人学生もいる。このように、法学研究科においては、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応した教育研究を、未だ充分とはいえないが、漸進的に行っている。次に外国人学生については、創価大学大学院学則第41条「大学院に入学を希望する外国人については、選考のうえ入学を許可することがある」にもとづき、入学試験（日本語能力を含む）を行ったうえで受け入れている。法学研究科委員会は、外国人留学生がその希望する指導教授のもとで研究し、所定の単位を修得して学位を取得できるように配慮している。

法学研究科には、社会人のための入学試験の特別措置が設けられた2002年以降、社会人5名の入学があった。次に外国人留学生は2002年以降、4名在籍したが、いずれもその希望する指導教授のもとで修士論文（あるいは博士論文）の作成の指導を受けた。

A群：教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

法学研究科は、法律学専攻の1専攻のみである。博士前期課程に開設する科目は、法学系、政治学系、および外書研究からなる。学生に研究指導を行いうる科目は、法学系としては、憲法、比較憲法、行政法、民法、知的財産法、商法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、国際法、社会法、労働法、税法、法社会学、法哲学であり、政治学系としては、政治学原論、政治学史、政治史、国際政治論である。外書研究については、外書研究（ドイツ語）、外書研究（フランス語）、外書研究（中国語）の3科目をおいている。外書研究の科目担当者は、各語学毎に原則としてローテーションによっている。

博士後期課程に開設する科目は、法学系としては、行政法、民法、知的財産法、商法、刑法、民事訴訟法、労働法であり、政治学系としては、政治学史、政治史である。

博士前期、後期課程とも、提出された論文の審査のために各論文毎に3名の審査委員（主査1名、副査2名）を選出している。そのうち主査は指導教授である。審査委員は論文を査読したのち厳正な最終試験（口頭試問）を行っている。審査委員はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は各論文毎に可否の判定を行っている。従って、本研究科の教育・研究指導は適切に行われていると考える。

なお、修士論文の最終試験の成績は70点以上を合格、それに満たない場合は不合格とするが、最近では多くの論文が80点前後の評価を受けている。とくに博士後期課程進学をめざす学生の場合には、修士論文の最終試験で80点以上の成績を修めることが進学試験を受けるための必要条件とされている。専門分野の研究者となりうる資質の判定として、語学力（外国語の専門的文献を正確に理解し使用しうる能力）並びに修士論文の成績を重視することは今後も維持されるべきであろう。前述した博士論文の場合と同様、修士論文についても中間報告や論文提出予定者による研究報告会などを開催することも検討している。

博士前期課程については、2005年度から国際政治論が新たに開設されるなど、近時のニーズに合わせて開設科目も増加し、また、複数の担当者（指導教授）を有する科目もあって、質量ともに充実しており、教育・研究指導は適切に運営されているといえる。

また、「創価大学大学院研究奨励金制度」を設け、学会誌等に論文が掲載されたり、著作を刊行した学生に対し、1回：15,000円を支給しており、学生の研究活動の活性化と経済的支援を行っている。

A群：学生に対する履修指導の適切性

法学研究科では、入学時にオリエンテーションを実施し、研究科長が全般的な履修指導を行い、かつ学生からの履修に関する質問に応じている。また研究科長は必要に応じて、オリエンテーションに若干名の研究科教授（科目担当者）を出席させ、学生に対して一般的なガイダンスを行わせている。

各指導教授による学生の履修指導は、以上のように大学院学則の規定並びに「履修方法について」にもとづき、おおむね適切になされている。

非法学系の学部出身で、法学研究科に入学した学生が、その学生の専修科目と関連のある同一専門分野の基礎的諸科目を学部段階で履修していないとみなされる場合、指導教授は本学法学部に開講されているそれらの諸科目を学生に聴講するように指導している。

B群：指導教員による個別的な研究指導の充実度

法学研究科では、学生の選択する主専修科目の担当者が指導教授となり、その特論並びに特論演習の授業を通して学生の研究指導にあたり、専門的立場から学生の知識習得や研究能力の向上を助けている。

また指導教授は学生と修士論文のテーマの決定について話し合うとともに、学生に対して研究計画書の作成・提出、ならびに修士論文の執筆・完成に必要なと思われるアドバイスを随時行っている。

研究科開設以来、1人の指導教授が1科目（特論並びに特論演習）を担当し、複数科目の指導教授とならないことを原則としている。このようにして指導教授は担当科目にかかわる専門研究を自ら推進しつつ、その十分な研究成果を以て当該科目を選択する学生の研究指導に専念することができる。

B群：教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

B群：学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

法学研究科では、種々の方法が実施されている。まず、授業において教員の質問に適切に解答できるか否かを試す口頭試問の方法である。少人数授業で行われているので、密度の濃い双方向の授業が可能であり、対話形式により学生の学力の向上具合が測定されている。

次に、法学研究科では、授業の進行に伴い教員がエッセイや小論文などの課題を学生に与えている。提出物が教員の指示したレベルに達しているか否かについて、教員は提出物の添削や学生に質問を発することにより、学力の向上を測定している。

また、一部の教員は、学内で行われている判例研究会等に大学院生を参加・発表させるなど、授業外における指導も積極的に行っている。とくに、博士後期課程の学生については、学術研究会で発表させることにより、学力向上を具体的に測定することができる。

以上の測定方法のほかに、所定の授業科目の履修者に対して科目試験および学位論文の執筆による教育効果の測定方法も採用している。

成績評価法として、履修科目ごとの単位認定のために試験が行われる。この試験には、原則として、筆記試験、口述試験および論文試験の方法が採られる。試験の成績は、A、B、CおよびDの4級に分ち、A、BおよびCを合格とし、Dを不合格とする。不合格の科目については、法学研究科委員会の議を経て、特別試験が行われることがある。

これらの方法のいずれによるかは当該科目の担当教員が定めることとなっている。試験の実施方法については、法学研究科で統一する必要があるかどうかを検討することも課題としてあげられるであろう。

以上のように、それぞれ厳格な基準、採点、審査のもとで実施されているので、教育効果を測定する方法としては適切なものと思われる。

これら以外にも、法学研究科入学試験の外国語科目（1科目）が課されていることを考慮すれば、外国語についてなんらかの学力測定の方法を採用することや、たとえば、研究方法論に関する基礎科目の履修を専修科目の如何にかかわらず、博士前期課程の学生全員に課し、その単位の修得を修士の論文指導を受けるための条件とするなどの方法の導入も検討に値しよう。

A群：教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

全学的には「教育・学習活動支援センター（C E T L）」がその任に当たっている。また、法学研究科においても、教育研究検討委員会を設置しており、随時必要な際に諸問題を検討する体制をとっている。

今後は専修科目ごとに教育・研究指導の改善を検討する組織を設置し、関連分野の複数の教員で専門分野の教育・研究指導の方法を検討することも必要と思われる。

A群：シラバスの適切性

本学では、講義支援アプリケーション CampusEOS システムを全学的に導入し、講義の概要がわかる「シラバス」と講義詳細を明示する「講義情報」から構成されている。法学研究科では、各教員はこのシステムを利用し、「シラバス」には授業概要、授業計画・内容、教科書、参考書、担当者のプロフィール、定員ならびに履修者選抜方法、教員のホームページアドレスなどを記載している。「講義情報」には、各授業時間の講義詳細、連絡事項、休講情報などが掲載されており、学生は、ウェブ上でこれらにアクセスすることにより、さらに詳細な授業の情報を常に得ることができる。

シラバスにおいてその授業の概要等を学生に積極的に公開しているが、「講義情報」の作成とその充実にやや消極的姿勢が見られる教員もいるため、今後は講義情報のページの充実をはかる。

B群：学生による授業評価の導入状況

法学研究科においては、学生による授業評価は今のところ行われていないが、学生の意見や要望については、各教員が学生から個別的に直接に聞いており、必要に応じて授業に反映している。

大学院での少人数教育の長所を生かして、学生からの意見や要望については、学生の立場に立ったきめ細かい聴取が日常的に行われており、評価に値する。仮に「授業アンケート」を実施したとしても少人数のため記載者が特定され、その後の教員と学生との関係や授業等への影響も考えられるので、「授業アンケート」という方式を取る必要性を今のところ認識していない。

授業アンケート本来の趣旨を反映できる学生からの意見聴取の方法として、2006年度から定期的に教員と学生が懇談する場を設けて、そこで意見を聞くという制度を導入したので、これを軌道にのせたい。

B群：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

本学の国際化および国際交流の方針に従って、法学研究科は法学部と一体になって取り組んできた。本学は、海外42の国および地域における合計94大学と学術交流協定を結んでいる。まず、外国からの交換教員を受け入れる制度がある。次に、教員には「在外研究員制度」と、海外での研究も含め1年のうち前半又は後半いずれかの学期の授業及び校務が免除され、研究に専心できる「特別研究員制度（サバティカル）」が整えられている。さらに、学生には1年間の交換留学生の往来を目指した国際交流が活発に進められている。そして、留学生には「留学生教育支援委員会」によって、交換留学生への個別的な学習指

導などが図られている。

また、アメリカ創価大学（SUA）の海外研修プログラムの一部を、2003年度より本学で受け入れているので、両校間の国際交流が教育面でも充実しつつある。

とくに、東アジアとの研究交流が特色であり、長所でもあるが、中でも、中国、韓国、フィリピンとの大学や研究者との交流については、法学研究科としても研究面での一層の支援拡大が必要である。今後は欧米研究者との一層の研究交流が、法学研究科で必要であり、これを法学研究科としてサポートできるような体制を、構築する必要がある。

留学生の受け入れ制度も法学研究科で見直しを図り、入学増加に備えている。

B群：国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

法学研究科および法学部では、両者が一体となって、国際レベルでの教育研究交流のために、外国の研究者との共同研究が活発に試みられた。

まず、1999年度にはフィリピン大学法学部をはじめとするフィリピンの諸大学を訪問して研究交流を行い、その研究成果は、フィリピン側研究者による英文の論文が収められた「創価法学(特別号)」(創価大学法学部創立30周年記念事業委員会)として刊行している。

次に、2000年度には「第1回・日韓法文化研究会議」が本学で開かれ、韓国側から5名の研究者の参加があった。2001年度には「第2回・日韓法文化研究会議」が韓国の大学で開かれ、韓国側および本学を含む日本側から15名の報告者をはじめ、多数の韓国側研究者が参加した。2002年度には「第4回・日韓法学会」が本学で開かれ、韓国から5名の研究者が参加した。

また、法学研究科および法学部の教員が属する「創価大学法学会」では、外国の研究者を招いての講演会や研究会が行われてきた。2001年にはドイツ人教授、ネパールの弁護士、2003年にはドイツ人教授、そして、中国、韓国からの研究者によるものなどが行われてきた。さらに、2005年には法学部開設35周年を記念して、ドイツ、中国、韓国から各1名の教授および韓国人研究者1名を招いて、それぞれ講演会が行われた。

なお、法学研究科独自の研究活動として、2004年度に「東アジア法資料センター」を開設し、東アジア法関連の書籍・資料のために一室を設け、東アジア法研究のための拠点と、書籍・資料の充実化を目指している。

また、外国人研究者による講演会も多く開かれ、総じて、国際レベルでの交流を緊密化させるための措置は、適切といえる。

法学研究科や法学部では、当面はこれまでの教育研究交流の充実と持続に邁進することも肝要であるので、すでに行われている交流を継続的に発展させていきたい。

A群：修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

B群：学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

本研究科博士前期課程は、1977年度に第1期の課程修了者を出して以来、総計300名に修士(法学)の学位を授与してきた。最近5年間の状況は、2001年度7名、2002年度6名、2003年度21名、2004年度10名、2005年度6名である。

博士後期課程は、1977年度に開設し、1996年度に最初の学位取得者を出している。なお、論文博士については、これまで5名に学位を授与しており、最近5年間の状況は、2002年

度2名、2003年度1名である。

法学研究科における学位の授与方針の基準は、審査基準・審査体制・審査方法等について学則及び学位規則で明らかにされており、また、新入生ガイダンス時や各指導教授より伝えられている。博士前期課程の場合、入学時に主専修、副専修を決定し、2年（通算4セメスター）以上在学して所定の単位32以上を修得した上、修士論文の審査ならびに最終試験に合格することである。論文が所定の期間内に提出されると、指導教授を主査委員とし、研究科委員会が選任した関連科目の担当教員2名を副査委員として審査を行い、最終口頭試問を経た上で、その審査報告を研究科委員会に諮り、研究科が可否を決定する。なお、在学期間に関しては、特に顕著な業績のある学生には、1年（通算2セメスター）以上在学すれば足りるものとし、標準修業年限未滿修了制度を導入している。審査の結果、合格と判定された修士論文のうち、指導教授の推薦のあるものは、大学院紀要に掲載されるほか、全文が製本後、中央図書館及び指導教授の研究室に保管され、常時希望者の閲覧に対応できるようになっている。

博士後期課程の場合の学位授与要件は3年（通算6セメスター）以上在学した上で、博士論文を提出して、その審査ならびに最終試験に合格することとなっている。博士の学位は、大学院の博士課程を経ないものであっても、学位論文を提出して、その審査に合格し、専攻学術に関して、大学院の博士課程における所定の単位を修得した者と同等以上の学識と研究指導能力とを有することを試問により確認された場合に、これを授与することができるものとされている。博士の学位取得論文は、その要旨及び審査の要旨を公表するものとされ、法学部の紀要である創価法学に、その梗概が掲載されるほか、全文が製本の上、中央図書館及び指導教授の研究室に保管され、常時希望者の閲覧に対応できるようになっている。また、学位授与日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとされているので、その点でも審査の透明性は一定に保たれている。

また、研究科委員会は、学位論文の審査に必要と認めるときは、博士の学位取得者及び当該分野の専門家であることを条件とし、①学内の研究者、学部所属の教員、又は研究所等の研究員、②学外者、に審査委員を委嘱することができる。この点でも、審査の客観性は確保できているといえる。

なお、在学期間に関しては、特に顕著な業績のある学生には、博士前期課程における在学期間を含み3年（通算6セメスター）以上在学すれば足りるものとし、標準修業年限未滿修了制度を導入している。なお、本学の他の研究科又は専攻、もしくは他大学院（制度上これに相当するものを含む）において履修した授業科目について修得した単位は、法学研究科委員会において教育研究上有益と認めた場合、その修得した単位のうち10単位を超えない範囲で、法学研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

本学の他の研究科において履修した授業科目について所定の範囲内で法学研究科の授業科目の修得により履修したものとみなす制度が整備されているが、学生の研究領域の充実を図るうえで評価できる。また、他大学の教員も含めた研究会（例えば、民事法研究会）が毎月開催され、学生も参加して、学位論文に関する研究報告も行われており、必ずしも当該指導教授だけでなく、他の教員によっても論文指導の機会を得ることができる。その意味で学位授与取得のための指導は基本的に適切になされている。

B群：標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

大学院学則において、博士前期課程の在学期間に関しては、とくに顕著な業績のある学生には、1年（通算2セメスター）以上在学すれば足りるものとして、標準修業年限未満修了制度を導入している。

博士後期課程の場合の在学期間に関しては、3年（通算6セメスター）以上在学した上で、とくに顕著な業績のある学生には、博士前期課程における在学期間を含み3年（通算6セメスター）以上在学すれば足りるものとして、標準修業年限未満修了制度を導入している。本制度を利用して標準修業年限未満で卒業した大学院生は2名で、1996年度に1名、2003年度に1名という実績がある。

標準修業年限未修了制度は妥当なものとして評価できる。

第3章 学生の受け入れ

目標：法学研究科博士前期課程及び博士後期課程の入学試験制度や入学者等を総合的に分析し、本学法学部や他学部ならびに他大学等から出願してくる受験者を幅広く受け入れる試験制度を確立する。

（学生募集方法、入学者選抜方法）

A群：大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

博士前期課程（募集定員15名）においては、「学内選考試験」、「一般入学試験」、「外国人学生入学試験」（11月下旬第1次書類選考、翌年1月中旬第2次選考試験）を実施している。

博士後期課程（募集定員10名）においては「進学選考試験」、「一般入学試験」を実施している。

博士前期課程においては「学内選考試験」「一般入学試験」とも、試験科目として外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ハンダ語のうちから1カ国語選択、辞書使用不可）、専門科目（志望専修科目を1科目選択）、および面接を課している。「外国人学生入学試験」第2次選考試験においては専門科目（志望専修科目を1科目選択）、および面接（口述試験）を課している。

博士後期課程においては「進学選考試験」「一般入学試験」とも、試験科目として外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうちから1科目選択）、および口頭試問（専門科目を中心として）を課している。博士前期課程においては試験日の当日、筆記試験の直後に面接を課している。面接によって受験者の人物を確かめうるので、この制度はすぐれた面をもっている。

（学内推薦制度）

B群：成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

法学研究科においては学内推薦制度ではないが、博士前期課程学内選考試験及び一般入

学試験の際に、法学部での学業成績優秀者を対象にした「特別学内選考試験」を2002年度から実施している。成績優秀の基準についてGPA3.0以上としている。「特別学内選考試験」の選考方法は、「面接試験及び書類審査の結果を総合的に判断して可否を決定する」となっており、学内選考試験及び一般入学試験における外国語と専門科目の試験が免除され、面接試験のみとなっている。

「特別学内選考試験」による入学者は2002年度4名、2003年度1名、2004年度0名、2005年度1名、2006年度0名であり、この制度を導入してから4年間の合計は6名となっている。

(門戸開放)

A群：他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

一般入学試験においては、他大学生及び他大学の大学院生等と本学進学者とを全く区別することなく、試験成績の順位によって受け入れている。創価大学大学院「学生募集要項」及び法学研究科への出願書類は、創価大学ホームページにアクセスすることにより誰でも容易に確認することができる。また、法学研究科の入学試験問題（過去2年分）もホームページ上で公開している。

過去5年間の博士後期課程への他大学院出身の入学生は0名である。これに対して博士前期課程への他大学出身の入学生は、2002年度1名、2003年度1名、2004年度1名、2005年度0名、2006年度2名であり、過去5年間の合計は5名となっている。この数値は、この間の全入学者54名に対する比率として9%になるので、十分に「門戸開放」はなされている。

(飛び入学)

B群：「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

法学研究科では「飛び入学」は実施していないが、本学法学部の「早期卒業者」を受け入れる制度を有しており、現在までに、1名が3年卒業と同時に博士前期課程に進学している。

問題点として、「早期卒業者」の法学研究科への進学数が僅少であることを指摘することができる。法学研究科に「早期卒業者」を積極的に受け入れるために学部学生等に対する広報活動等を積極的に行うことが必要である。

(社会人の受け入れ)

B群：社会人学生の受け入れ状況

法学研究科においてはいわゆる社会人入試(社会人枠があるもの)は実施していないが、博士前期課程の一般入学試験の際に「社会人のための特別措置」を実施して社会人学生の受け入れに配慮している。

詳細は募集要項によるが、その「選考方法」については語学試験を課さずに、専門科目試験と面接のみで選考している。

この措置によって法学研究科に入学した学生は2003年度4名、2004年度0名、2005年度0名、2006年度1名であり、同特別措置によって入学した過去5年間の学生は合計5名で

あった。

「社会人のための特別措置」の適用にあたって、その適用を受ける者とその適用を受けない者との間における公平性を確保すべきである。そのために、同措置の「出願資格」について慎重に見直すことが必要である。

(定員管理)

A群：収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

博士前期課程の入学定員は15名、収容定員は30名である。同じく在籍学生数は2006年5月1日現在、21名である。

また、博士後期課程の入学定員は10名、収容定員は30名である。同じく在籍学生数は2006年5月1日現在で1名である。

博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数の比率（収容定員充足率）は70%である。この数値は、必ずしも満足のものではないが、許容範囲内といえよう。

博士後期課程の学生数は1名である。その収容定員充足率は3.3%であり、充足率の向上が望まれる。しかし、今後、研究者養成の課程の一つとして、法務研究科終了後直ちに、あるいは、司法修習を終えた後に博士後期課程に入学することを志望する者が出てくるとの予想もあるので、博士後期課程の定員については、なお従前のままとしている。

博士後期課程の充足率を高めるためには、博士前期課程の充足率を高めることが必要である。そこでまず、本学他学部や他大学等の出身者を入学試験を通して広く受け入れるとともに、法学部から法学研究科への進学者をより一層増やすことが考えられる。そのため法学部ガイダンスにおける学生の進路指導を就職のみに偏らせないで、法学研究科へ進学して法学・政治学の専門研究を行うことを勧奨するなどの広報活動を積極的に展開することが必要である。

第4章 教員組織

目標：教員の年齢構成や各研究分野別の教員数等について、本研究科の教員組織の現状を総合的に分析し、教育および研究体制の一層の充実を図るとともに、本学の建学の精神をより具体化できる教員組織を確立する。

(教員組織)

A群：大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

専任教員は16名で、その年齢構成は、41～50歳3名、51～60歳5名、61歳以上8名であり、これらを分野別に見ると、公法4名、私法4名、刑事法2名、国際法1名、社会法1名、基礎法1名、政治学3名となっている。全体的なバランスは比較的取れていると思われる。

博士前期課程・同後期課程の学生総数22名に対して現教員数が16名という状況は、教員組織の適切性が保たれている数値であり、法学研究科の教育課程の種類、性格、学生数との関係に照らしてみても、十分な教員が配置されているといえる。また、大学院担当教員の能力について厳格に審査していることもあって、教員の年齢構成に、やや高年齢化の傾向

が見られる。現在法学部に所属しているが大学院を担当していない教員に対して、本学大学院教員の選任基準を早期に満たすために、積極的に研究活動を行うよう適宜助言することが必要である。

また、後述するように、法学研究科独自の専任教員の募集ができるようになったので、高度の教育研究上の識見を有すると認められる中堅研究者の採用に努力を傾注する時期に来ていると思われる。

B群：研究支援職員の充実度

B群：「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

該当事項なし。

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群：大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

法学研究科の専任教員は、研究科の基礎となる学部の専任教員として採用され、その後、「創価大学大学院教員選任基準」にしたがって選任されるという方式が従来から採られていたため、大学院独自による教員の募集はおこなわれていなかった。しかし、「創価大学大学院担当教員任用特例規程」が設けられたので、大学院を担当することを主たる目的とする大学院担当教授または助教授を任用することが可能となり、現在では大学院独自で専任教員の募集を行うことができる。

大学院担当の専任教員の任用および昇格に関する手続については、「同大学院教員選任基準」及び「創価大学大学院教員の選任手続に関する内規」に詳細に規定されている。

「同大学院教員選任基準」は、高度の研究・教育をおこなう者を選任するにふさわしい適切な内容であるといえる。また、「同大学院教員の選任手続に関する内規」は、厳正な審査を行うために必要かつ適正な手続を確保しているものといえる。

(教育・研究活動の評価)

B群：教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

創価大学が編集する『研究業績一覧』が4年に一度作成されており、これにより教員の研究活動は評価されている。一方、教育活動の評価に関しては、2004年度から「教員の活動に関する自己申告書」が全学的規模において作成されている。これらを通じて、教員同士が触発し合い、研究・教育その他諸活動が一層活性化されていると思われる。法学研究科のすべての専任教員はこの申告書を提出しているので、この点は高く評価できる。

現在のところ、教育・研究活動の評価に関する有効な手段は整っていると思われる。

(大学院と他の教育・研究組織・機関等との関係)

B群：学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

法学研究科においては、厳密な意味での学内外の教育研究組織間の人的交流はないが、創価大学に附置されている平和問題研究所あるいは比較文化研究所の研究員（兼任）となることを通じ、またはG P等の申請に関して研究科を横断的にまたいだ研究組織を通じて

個人間の人的交流は図られている。

原則として法学部の専任教員から選任された者が法学研究科の専任教員となっているので、大学院と学部の人的交流について問題はない。

第5章 研究活動と研究環境

目標：教員の研究活動を活性化するため、各教員の個人レベルでの研究活動に加えて教育研究組織間の研究上の連携を進めるとともに、研究環境の整備を恒常的に点検する。

(1) 研究活動

(研究活動)

A群：論文等研究成果の発表状況

本学では、かねてから内外の研究機関との交流を図るために、本学教員が発表してきた研究業績を集大成して、『研究業績一覧』を刊行してきた。最新のものは、「第9集」(2000年4月1日～2004年3月31日)である。これによれば、研究成果の公表を行っている教員は16名であり、そこに掲載されている研究成果発表数は4年間で計136本であり、教員1名あたりの年平均は2.1本である。

全体としては概ね評価できると思われる。しかしながら、研究成果発表数に教員間で大きな隔たりが存在していることも事実である。

研究成果の発表数の隔たりは、専門分野の性質や教員の学内外におかれた事情にも影響されるので第一次的には個々人の継続的な努力に期待することになるが、本格的な研究を行うには相当な費用も必要となるので、科学研究費をはじめとする対外的な研究費の獲得を目指している。

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

A群：附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

附置研究所ではないが、法学関係研究施設および機関として、「東アジア法資料センター」を設置し、同センター内に「千葉正士文庫」を併設している。「東アジア法資料センター」は、東京都立大学名誉教授千葉正士先生から本学に寄贈されたアジア法ないし非西欧法研究上一つのまとまったコレクション約400冊を核とし、これに本学の教員が個人的に収集してきた韓国法、中国法、フィリピン法、タイ法に関する寄贈図書を合わせ、東アジア法関係の資料センターとして2004年に大学院法学研究科内に開設された。

東アジア法研究は、日中韓の三国を中心にした自由貿易協定(FTA)の創設が提唱されている今日、その研究の必要性が増していることは言うまでもない。もっとも、「東アジア法資料センター」は、韓国・中国法、フィリピン法、タイ法に関する図書を体系的に収集所蔵したわけではないので、さらに収集資料の充実を図るべきである。

(2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

A群：個人研究費、研究旅費の額の適切性

A群：教員個室等の教員研究室の整備状況

A 群：教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A 群：研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

B 群：共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学部 330 頁～参照。

第 6 章 施設・設備等

目標：大学院研究科専用の教室や図書室などの施設、また機器類などの設備の充実化を今後とも目指す。

(1) 施設・設備

(施設、設備等)

A 群：大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B 群：大学院専用の施設・設備の整備状況

施設・設備については、原則として全学で管理・整備している。大学院研究科専用の校舎はなく、法学研究科の教員や学生は、法科大学院・法学部の教員や学生と共に専ら本部棟で研究し、本部棟内にある図書資料室やパソコン室を共用している。

大学院学生のための施設としては、時習館と名付けられた、法学研究科を含む文系の大学院研究科学生専用の自習用の独立した 3 階建ての建物がある。そこには、ラウンジがあり、学生に個人機が与えられ、机にある情報コンセントから研究用の学内 LAN に接続でき、そして法律学関係のデータベースもほぼ用意されている。また、文系大学院女子学生専用のアパートも確保されている（詳細は大学院全学 110 頁を参照）。

(維持・管理体制)

A 群：施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

施設・設備の維持・管理については、原則として全学で対応しているので全学 109 頁参照のこと。法学研究科に関しては、教員の研究室は教員が維持・管理を担い、東アジア法資料センターの運営・管理は法学研究科が担当する。また本部棟内にある図書資料室は法学部事務室が担当している。

B 群：実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況 この点は法学研究科では該当事項なし。

(2) 情報インフラ

B 群：学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

B 群：国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

法学研究科や法学部の教員が属する「法学会」で刊行する紀要論文誌「創価法学」を学外の研究機関に送付している。

それ以外の対応については、大学院全学 111 項を参照のこと。